

# やまがた 労福協 NEWS No.25

発行所／一般社団法人 山形県労働者福祉協議会 〒990-0044 山形市木の実町12-37

TEL 023-641-6503 FAX 023-641-6830 URL <http://yamagata.rofuku.net/> 2016.6.1

## 第51回定期総会を開催



挨拶する岡田理事長

5月23日（月）、一般社団法人山形県労働者福祉協議会「第51回定期総会」を大手門パルズにて開催しました。

会議冒頭、総会議長に東北労働金庫山形県本部の川井氏を選任。その後、岡田理事長が「加盟団体及び各地区労福協の皆さまより労福協運動に対して大変なご理解とご協力をいただきましたこと感謝と御礼を申し上げます。とりわけ奨学金問題については、署名活動、講演会参加、地方議会請願など皆さまよりご協力をいただきながら、この間集中的に取り組んでまいりました。引き続き給付型奨学金制度の導入と、教育費負担軽減を求める立場で取り組んでまいりますのでよろしくお願いします。県労福協は今年設立40周年を迎えます。設立趣旨の『働く者の生活の安定と福祉の向上』に向けて、設立40年に学びながら今後更に労福協の発展に向けて頑張っていきたい」と挨拶しました。

議事に入り、第1号議案「2015年度事業報告の承認について」、第2号議案「2015年度会計決算報告、監査報告の承認について」、第3号議案「役員の選任について」と提案した全ての議案を承認いただき、総会は閉会しました。

なお、本総会にて役員改選が行われ、その後の理事会において、代表理事（理事長）に岡田新一氏、副理事長に大泉敏男氏と熊澤年啓氏、専務理事に鈴木正弘氏をそれぞれ再任しました。



総会会場の様子

### 山形県労福協 2016年度事業計画（概要）

#### 活動の重点課題

- ① 奨学金問題の解決など「貧困」や「格差」のない地域社会にむけた活動
- ② 労働運動、労働者自主福祉運動（協同組合）の提携による活動
- ③ 労働者福祉の活動の強化と共助拡大の活動

#### 具体的活動

- (1) 勤労者の総合生活支援「生活あんしんネット事業」
  - ① 「各種相談活動」の展開
  - ② 「就労支援事業」の展開
  - ③ 「くらしの講座・セミナー」の開催
- (2) 労働者福祉の政策実現と調査研究
  - ① 「労働者の生活・福祉拡充」の要請と提言
  - ② 県内勤労者の各種調査と研究事業
  - ③ 奨学金問題の解決など全国的な政策・制度の課題の改善
- (3) 労働者の教育、文化、交流事業
  - ① 「寄付講座」の支援
  - ② 勤労者体育祭の実施
  - ③ ふれ愛チャリティーゴルフ大会の支援
  - ④ 労働教育支援事業
  - ⑤ 勤労者教育・文化事業の開催、ボランティア推進事業

#### （4）自主福祉活動の支援

- ① 地区労福協の活動推進
- ② 地区労福協の交流

#### （5）労働者福祉事業団体（協同組合）などとの連携強化

- ① 福祉事業団体における共通課題の交流
- ② 事業団体における個別課題の交流
- ③ 利用促進活動
- ④ 他団体との提携による労働者福祉活動の強化

#### （6）広報活動と情報の共有化

- ① ホームページ、やまがた労福協NEWSなどの充実
- ② 中央労福協などが作成する各種宣伝器材の有効活用

#### （7）行政機関からの委託事業

- ① 「生活あんしんネットやまがた事業」
- ② 「総合的就業・生活支援事業」
- ③ 「山形県生活困窮者家計相談支援業務」

# 変えよう! 奨学金

## 署名数300万筆を超える!

昨秋から全国的に運動展開している「給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める署名」は、大台の300万筆を超え、総数3,031,768筆（2016年5月16日現在）が中央労福協に集約されています。

県内においても、県労福協加盟団体や地区労福協を中心に広く署名運動を展開し、山形県生協連6,758筆、山形県高退連1,690筆など、計10,860筆（2016年5月31日現在）を集約したほか、連合加盟産別においては基本的に縦ルートで取り組んでいただきました。ご協力に感謝申し上げます。



中央労福協の事務所に集約された300万筆

### 中央段階の動き

3月22日、中央労福協と奨学金問題対策全国会議が共同で、総理官邸にて世耕弘成官房副長官に署名提出と要請行動を行いました。その後、参議院議員会館にて院内集会を開催し国会議員や関係者、報道関係者など400名が参加しました。

また、3月30日には馳浩文部科学大臣への要請行動、5月10日は衆議院議員会館にて院内集会を開催しています。詳しくは、中央労福協HPをご覧ください。



「3.22要請行動」神津会長（中央左）が  
世耕官房副長官（中央右）へ要請書を提出



「3.30要請行動」神津会長（中央左）が  
馳大臣（中央右）へ要請書を提出



「3.22院内集会」  
壇上には300万筆が詰った234箱が！

## 県・市町村議会へ請願提出、県内24議会で採択！

山形県労福協は、山形県議会2月定例会をはじめ県内市町村議会3月定例会に「奨学金制度の充実と教育費負担の軽減を求める請願」を提出しました。

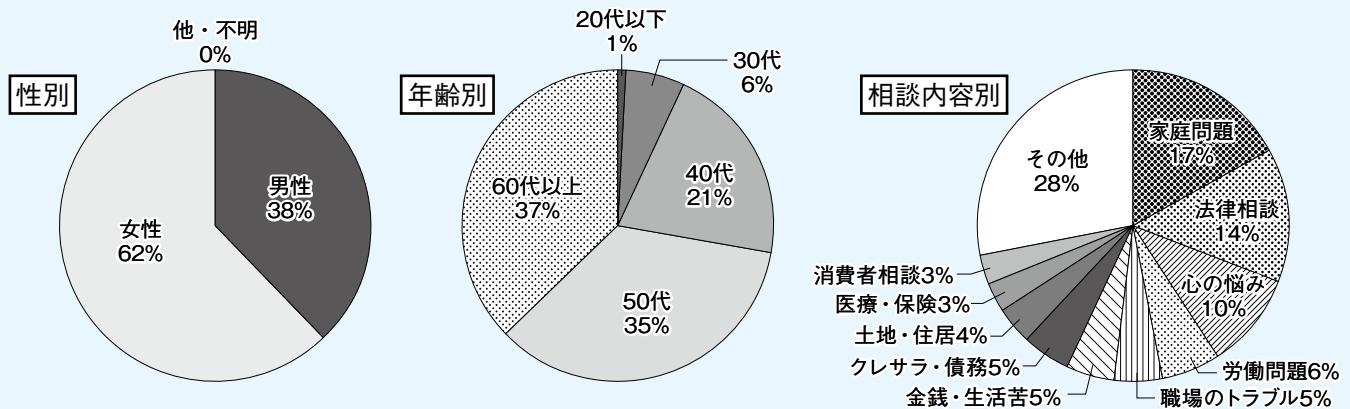
請願提出には紹介議員が必要なこともあり、県内全ての地方議会への提出とはなりませんでしたが、計30議会に提出し、以下のとおり24議会で採択されました。なお、継続審査、未提出となった議会などには6月定例会提出に向け調整中です。

採 択 (24議会)	山形県、山形市、天童市、寒河江市、長井市、村山市、尾花沢市、庄内町、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村、大石田町、河北町、西川町、朝日町、大江町、高畠町、川西町、白鷹町、小国町
継続審査 (3議会)	鶴岡市、上山市、南陽市
不採択 (3議会)	新庄市、米沢市、東根市

**生活あんしんネットやまがた事業**  
2015年度（2015.04～2016.03）相談件数488件

**生活**  **相談** 0120-39-6029

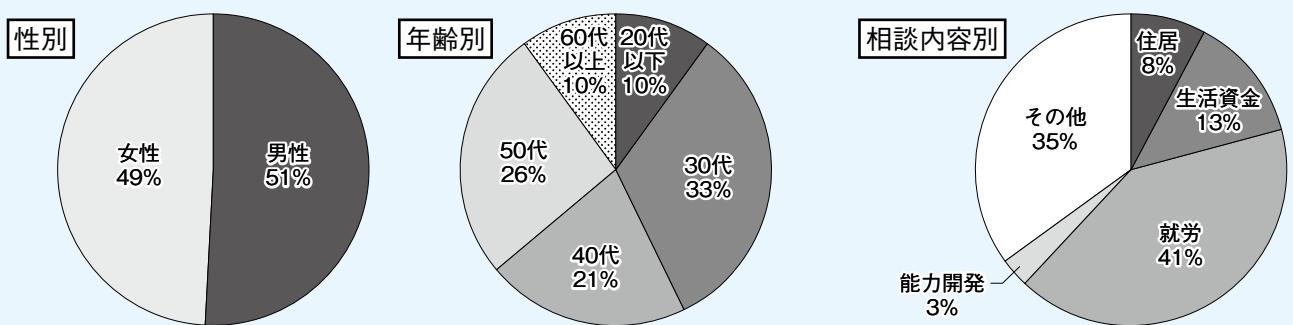
前年度比18件の減少でしたが、依然として多くの相談が寄せられており、今の社会情勢としての格差・貧困問題を反映していると考えます。



**総合的就業・生活支援事業「山形県求職者総合支援センター」（県委託事業）**  
2015年度（2015.04～2016.03）相談件数611件

こちらも前年度比32件の減少でしたが、600件を超える多くの相談が寄せられています。

求職者の、住まい、生活、就労に関する相談  
フリーダイヤル **0800-800-7867**



## 県内16校で出前講座「労働関係制度の説明会」開催

県労福協では地区労福協と連携し、社会人になる前にぜひ知っておきたい基本的な労働関係制度について、県内の高等学校等に出向いて行う出前講座「労働関係制度の説明会」を実施しています。

4年目の取り組みとなる2015年度は計16校から申し込みを受け、過去最多となる計18回の講座を実施しました。16校の内訳は、高等学校9校、県立職業能力開発校2校、専門学校5校で、今回初めて申込みいただいた学校も9校ありました。

ブラック企業やブラックバイトなどの言葉に代表されるように、若年労働者や学生を取り巻く労働環境の悪化が問題視されており、学校関係者からは「分かりやすい説明だった」「労働教育は大変重要なことだ」との評価をいただいている。



専門学校での出前講座の様子

## 「めげない、にげない、くじけない」

5月23日、県労福協講演会を開催し、加盟団体や地区労福協、連合山形構成組織などから約70名が参加しました。

講師に気仙沼市にある地福寺の片山秀光住職をお招きし、「めげない、にげない、くじけない～大震災から5年が過ぎて～」と題して、被災地の現状などを講演いただきました。

片山氏率いる音楽説法グループ「カッサパ（三迦葉）」は、被災地の現実を語り唄う「語り部」活動を全国で行っています。



本講演会でも、随所に唄を交えながら、被災地の現状、震災を通じて見えた人々の思いやる心、震災を風化させない想い、未来を創る植樹活動などを、唄あり、語りあり、映像ありの演出にて講演いただきました。

## 新 県委託事業 「生活困窮者家計相談支援事業」

県労福協は新たな県委託事業「山形県生活困窮者家計相談支援事業」を受託しました。この事業は、家計収支の均衡がとれていないなど、家計に問題を抱える相談者に対して、家計を管理する力を高めるなど家計の観点から支援を行い、家計収支を適正化し、生活の再建を図ることを目的に相談業務等を行います。地区労福協の全面的な支援のもと実施していきます。

4月11日には「家計相談支援業務事業説明会」を開催し、既に昨年度から本事業に取り組んでいる置賜地域より、飯豊町社会福祉協議会の飯澤氏を講師に、制度の概要や家計相談支援業務のやり方等について説明を受けました。



ZENROSAI NEWS



0615B089  
全労済の  
**住まいの共済**  
新火災共済・新自然災害共済  
南北労働組合管内大災共済・西日本労働組合・個人労働者共済

**火災はもちろん、台風・地震など  
自然災害にも備えられる  
「住まいと家財の保障」。**

全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済 保障のことなら  
事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らし  
をめざしています。出資金をお支払いいただいて組合  
員になれば、各種共済をご利用いただけます。

**全労済**  
全国労働者共済生活協同組合連合会

保障のことなら

全 労 済 山 形 県 本 部



〒999-0827 山形市城南町1-18-22  
TEL 023-646-4666(代)

# 生活なんでも相談 Q&A

No.19



## Q. 調停で決めた養育費が支払われない

3年前、私たち夫婦は調停離婚しました。子供が2人いて、親権は母である私が取得し、養育費もきちんと決めました。

しかし、その養育費がこの1年全く支払われず滞納しています。裁判所から履行勧告を3回出しても、全く返事がありません。元夫は両親と共に実家に住んでいるようですが、仕事は転々としているようで、現在の勤務先は不明です。また、元夫の暴力が原因で離婚したので、直接会うことも電話することも怖くて、直接催促することもできません。

今後の子供の進学などを考えると、養育費無しでは経済的にとても不安です。まずは滞納分の回収と、今後滞納させること無く養育費を貰う、なにか良い方法はないでしょうか？

A. 子の養育費などの支払については、約定があっても履行されない場合が多く、困った事案の1つとされております。調停離婚

で、あなたが親権者、子供2

人の養育費も相手が支払うと  
いうことになったのに、1年も支払が無いというのは  
本当に遺憾なことです。

〈回答：設楽作巳弁護士〉

相手が勤務している場合は給料の差し押さえなどの方法があるのですが、勤務先不明ではこの方法はできません。

ただ裁判所が履行勧告を3回出したと言うのですから、その際家庭裁判所の調査官が家事事件手続法289条に基づき、相手方の家庭環境、勤務先、収入、資産状況などを調査しているはずです。そしてその調査報告書があると思います。関係人はその報告書の閲覧を求めることが出来ますので、閲覧すれば支払いを求める手掛けりを得ることが出来るかもしれません。

家事事件手続法290条の義務履行命令を求めることが出来ますが、支払の効果は分かりません。結局相手に資産、収入の無い場合は回収出来ないということになります。

## Q. 個人間の金銭貸借の金利について

知人から「お金を貸してほしい」と頼まれています。金額は50万円です。

少しでもトラブルを無くしたいので、金銭消費貸借契約書を作成したいと考えていますが、金利について何%までが適法なのか分からず悩んでいます。個人間の金銭貸借の金利に、法的な上限はありますか？

A. 銀行や信用組合でなくても、個人間で金銭の貸借は自由に出来ます。ただし、当事者間で利息支払いの約束をしない場合には、無利息になるのが民法上の原則です。

金銭貸借は、民法587条の消費貸借に当たり、同条は「当事者の一方が種類、品質及び数量の同じ物を

もって返還することを約し、相手方から金銭その他の物を受け取ることによってその効力を生ずる。」と規定していて、利息のことについて言及していません。

したがって金銭貸借について、貸主が利息を得るには、利息の支払いを約した当事者の契約（利息契約と言う）が必要なのです。

しかし、利息契約を無制約にすると、貸主が場合によっては暴利を貰ることがあり、往々社会問題となるので、これを防止するため利息制限法があります。そして同法第1条で「元本10万円以上100万円未満の場合、年1割8分」と定め、超過部分は無効となりますということになっており、その範囲内で利息の約束をしてください。

# 生ビールで乾杯! 生ビールパーティープラン

樽生ビール・樽ハイサワー  
飲み放題!!

お一人様 5,000円  
(税込)



# 夏

# 感動の夏 パルズプラン

お一人様 3,600円  
(税込)

このプランは飲物が別になります



# の 宴

## フリードリンクPlan A

お一人様 2,500円  
(税込)

## フリードリンクPlan B

お一人様 2,500円  
(税込)

詳細は係までお問い合わせ願います

ご予約・お問合せ  
**023-624-8600**

変わります 私たちは!

## 大手門パルズ

山形市木の実町12番37号  
TEL/023-624-8600



東北ろうきん

# サマー キャンペーン2016

店頭表示  
金利に  
金利上乗せ

# 年 0.10%

新規で5万円以上の定期預金(1年もの)をお預入れの方は店頭表示金利に年0.10%を上乗せします。

\*「新規預入れ」のみ、「増額預入れ」は対象外です。  
\*窓口での預入れに限ります。  
\*上乗せ金利は、「初回満期日」までとなります。  
\*個人のお客様が対象となります。  
\*「ふれ愛預金」「特別会員定期預金」等、一部対象外となる預金があります。

**お客様の預金が、復興支援につながります!!**  
上記キャンペーン定期預金にお預入れいただいた  
合計金額の0.1%相当額を東北ろうきんが熊本地震  
の被災地に寄付します。

※この取組みで、キャンペーン定期預金にお預入れいただいたお客様からの  
寄付金等のご負担はありません。

くわしくはお近くのろうきん窓口、  
またはフリーダイヤルまでどうぞ。

**0120-1919-62**

## 熊本地震復興支援

下記対象取引のいずれかを  
ご契約・お申込みいただいた方に

スマートエマージェンシーボトル  
(簡易防災グッズ)をもれなくプレゼント!!



### 対象のお取引

- ① 定期預金(5万円以上の新規お預入れまたは増額書替え)
- ② 積立型預金(財形・エース預金)の年間積立額5万円以上の新規契約または3万円以上の増額契約
- ③ マイプランの新規ご契約
- ④ 無担保ローン(マイカーローン・無担保住宅ローン・教育ローン・フリーローン)の新規ご契約
- ⑤ 住宅ローンの新規お申込み

\* ATMやろうきんダイレクトでの取引も対象となります。  
(店頭でのお申し出が必要となります。)  
\* キャンペーンのプレゼントは、個人のお客さまが対象となります。  
\* スマートエマージェンシーボトルのプレゼントは「お取引期間につきお一人様1つ」となります。  
\* 対象の商品種類について:店頭に説明書をご用意しております。  
\* 詳しくはお近くのろうきん窓口にお問い合わせください。

2016年6月1日現在

東北労働金庫山形県本部  
<http://www.tohoku-rokin.or.jp/>